

温泉分析書

平成25年2月27日 第E1302036号

1. 温泉分析申請者：かつらぎ温泉八風の湯様
和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702

3. 湧出地における調査及び試験成績

- (1) 調査および試験者：社団法人 和歌山県薬剤師会
医薬品・公衆衛生検査センター 佐古 隆
- (2) 調査及び試験年月日：平成25年2月13日
- (3) 泉温：29.5 °C (調査時における気温 11.5°C)
- (4) 湧出量：48 L/min (動力揚湯)
- (5) 知覚的試験：乳白色微混濁、弱鉄鏽臭、強塩味
- (6) pH 値：6.5

5. 試料1kg中の成分、分量及び組成

(1) 陽イオン

成分		含有量 (mg)	当量 (mval)	比率 (mval%)
水素イオン	H ⁺	0.1未満	—	—
ナトリウムイオン	Na ⁺	9399.	408.8	84.42
カリウムイオン	K ⁺	152.8	3.91	0.81
マグネシウムイオン	Mg ²⁺	489.9	40.31	8.32
カルシウムイオン	Ca ²⁺	610.6	30.47	6.29
マンガンイオン	Mn ²⁺	0.2	0.01	0.00
総鉄イオン	Fe ²⁺ +Fe ³⁺	20.1	0.72	0.15
アルミニウムイオン	Al ³⁺	0.1未満	—	—
陽イオン	計	10670.	484.3	100.

(2) 陰イオン

成分		含有量 (mg)	当量 (mval)	比率 (mval%)
フッ化物イオン	F ⁻	30.8	1.62	0.33
塩化物イオン	Cl ⁻	14450.	407.5	84.27
水酸化物イオン	OH ⁻	0.1未満	—	—
硫化水素イオン	HS ⁻	0.1未満	—	—
チオ硫酸イオン	S ₂ O ₃ ²⁻	0.1未満	—	—
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	2.2	0.04	0.01
炭酸水素イオン	HCO ₃ ⁻	4539.	74.41	15.39
炭酸イオン	CO ₃ ²⁻	0.1未満	—	—
メタケイ酸水素イオン	HSiO ₃ ⁻	0.1未満	—	—
メタホウ酸イオン	BO ²⁻	0.1未満	—	—
陰イオン	計	19020.	483.6	100.

(3) 遊離成分(非解離成分)

成分	含有量(mg)	当量(mmol)
メタケイ酸	H ₂ SiO ₃	91.3
メタホウ酸	HBO ₂	1126.
非解離成分	計	1217. 26.87

(4) 遊離成分(溶存ガス成分)

成分	含有量(mg)	当量(mmol)
二酸化炭素	CO ₂	947.5
硫化水素	H ₂ S	0.1未満
溶存ガス成分	計	947.5 21.53

(5) 溶存物質(ガス性のものを除く) 30.91 g/kg

(6) 成分総計：31.86 g/kg

(7) その他の微量成分含有量(mg)

銅イオン Cu ²⁺	0.02	総水銀 Hg	0.0005未満
鉛イオン Pb ²⁺	0.05未満	カドミウム Cd	0.05未満
総ヒ素 As	0.085		

6. 泉質：含鉄一ナトリウム一塩化物強塩低温泉
(高張性中性低温泉)

7. 適応症、禁忌症等：温泉分析書別表に記載

登録分析機関 登録番号 和歌山県第2号

社団法人 和歌山県薬剤師会
和歌山県和歌山市雜賀屋町19番地

会長 稲葉 真也



温泉分析書別表

温泉分析申請者：かつらぎ温泉 八風の湯様
和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702

源泉名および湧出地：かつらぎ温泉 八風の湯 第五源泉
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野721-1

泉 質：含鉄一ナトリウム—塩化物強塩低温泉
(高張性中性低温泉)

療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症を温泉の成分のみによって確定することは、困難であるが、おおむね次のとおりである。

(浴用、飲用の禁忌症及び適応症の掲示は、各々の利用許可後に行うこと。)

浴用の適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、慢性婦人病、月経障害、虚弱児童、慢性皮膚病、切り傷、やけど

浴用の禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性の疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

飲用の適応症

慢性消化器病、慢性便秘、貧血

飲用の禁忌症

腎臓病、高血圧症、一般にむくみがあるとき、甲状腺機能亢進症のときヨウ素を含有する温泉は禁忌

浴用又は飲用上の注意

温泉は、地中から湧出した直後の新鮮な温泉水を利用するものが最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用又は飲用上の注意事項はおおむね次によることとし、特に飲用には新鮮な温泉水を用いるとともに、源泉及び飲用施設について十分な公衆衛生上の配慮を行うこと。

1 浴用上の注意事項

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- (2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ又は中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4) 以上のはか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - オ 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病
 - カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすがあるので十分注意をする。
 - キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ク 飲酒しての入浴は特に注意する。

2 飲用上の注意事項

- (1) 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましい。
- (2) 温泉飲用の1回の量は一般に200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlまでとすること。15歳以下の者については、知見が必ずしも十分にないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。
- (3) 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
- (4) 以上のはか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - ア 一般には食前30分ないし1時間がよい。
 - イ 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなど飲まない。
 - ウ 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

(注)この別表は、温泉法第18条による提示に必要な参考資料となるものです。